

連携に関する協定書

公益財団法人産業雇用安定センター（以下「甲」という。）と和歌山商工会議所（以下「乙」という。）は、相互に連携を図ることにより、会員事業所等の人材ニーズに対する支援を推進し、もって地域における労働力需給の安定、持続的な企業の成長と地域経済の発展に資することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- （1）乙の会員事業所等の人材ニーズについての甲への情報提供に関すること。
- （2）乙の職員による会員事業所等訪問への甲の職員の同行に関すること。
- （3）定期的な情報交換の実施に関すること。
- （4）その他協定の目的に沿う内容に関すること。

2 甲及び乙は、必要の都度協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第2条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更に関する申し出があった場合は、その都度協議の上、必要な措置を講じるものとする。

（協定の解除）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解除を申し出る場合、解除予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解除できるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するにあたり、別に定める秘密保持契約に基づき、秘密情報の適切な取り扱いに努めるものとする。

（免責事項等）

第5条 乙が会員事業所等を甲に紹介後、会員事業所等との間で紛争が生じた場合、あるいは訴訟上または訴訟外において損害賠償請求等がなされた場合、甲は責任を持ってこれに対応するものとし、乙は一切の責を負わない。

（反社会的勢力との関係排除）

第6条 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証するものとする。

- （1）自己及び自己の役員・従業員（以下「関係者」という。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等もしくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。
- （2）自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。
- （3）自己及び自己の関係者が反社会的勢力と関係を有しないこと。
- （4）自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。

2 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告、その他の手続きを要しないで、直ちに本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

（有効期限）

第7条 本協定の有効期限は、本協定の締結日から起算し、2025年3月31日までとする。期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも相手方に対する書面の通知がなければ、本協定は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（疑義への対応）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2024年11月1日

（甲）和歌山県和歌山市北出島1丁目5番46号

和歌山県労働センター3階

公益財団法人産業雇用安定センター和歌山事務所

所長 大塚英治



（乙）和歌山県和歌山市西汀丁36番地

和歌山商工会議所

会頭 竹田純久

